

千葉県国民健康保険運営方針「中間見直し」の概要

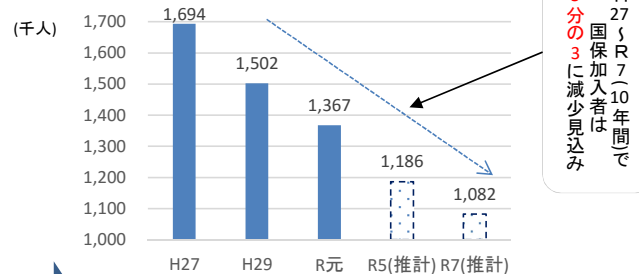
1 基本事項

- 位置付け：県が策定する統一的な国民健康保険に関する方針、市町村は本方針を踏まえ事務を実施（努力義務）
- 根拠規定：国民健康保険法第82条の2第1項
- 対象期間：平成30年度～令和5年度の6年間（中間年である令和2年度に見直しを行う）
- 基本理念：「持続可能な国民健康保険制度の運営を目指して」

※パブリックコメント及び
県内市町村等の意見を反映し
見直し後の運営方針を決定

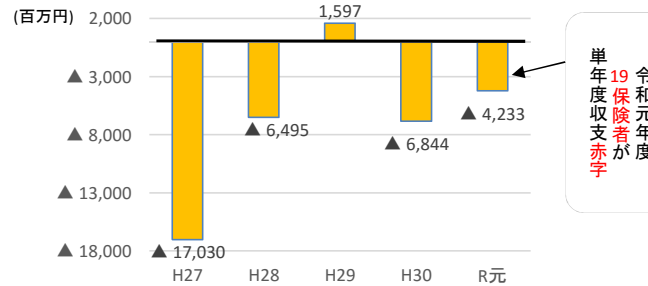
2 市町村国民健康保険の課題

○ 被保険者数の減少



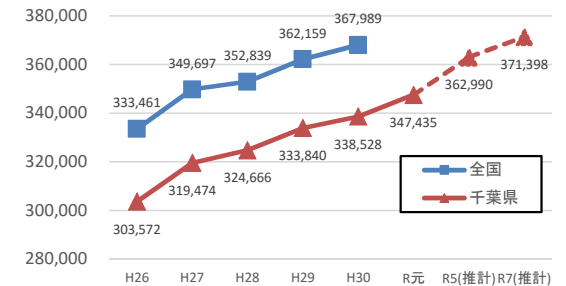
財政リスクの増加への対応が必要

○ 市町村特別会計（実質収支）の赤字



計画的な財政収支の改善が必要

○ 被保険者1人当たり医療費の伸び



医療費適正化の取組等により
伸び幅の抑制が必要

3 中間見直しにおける主な変更点（ポイント）

（1）広域化後の国保の現状を適切に反映

- 広域化前の推計値を上回る被保険者数の減少傾向
 - ・ 社会保険の適用拡大 ・ 高齢世代の就労促進
- 決算補填等を目的とした法定外繰入等の縮小傾向
 - ・ 公費拡大による収支改善 ・ 計画的な削減計画の実施
- 各種指標数値の時点修正
- 新型コロナウイルス感染症等が与える影響を丁寧に注視

（2）将来的な保険料水準の統一について市町村との議論を深化

- 「保険料水準のあり方を引き続き検討」から一歩進めて、将来的な保険料水準の統一について、市町村等との本格的な議論を今後深めていくことを明確化
- 議論に際しては、新型コロナウイルス感染症等が医療費等に与える影響を丁寧に注視

（3）各主体における取組内容を推進

- 収納対策を中心とした市町村の取組を反映
 - ・ インターネットを活用した公金収納支援
 - ・ 外国人に対する収納対策
 ほか
- 広域化後に県で開始した各種取組を反映
 - ・ 広域的な給付点検の開始
 - ・ 不正利得回収に係る指導等
 - ・ 糖尿病性腎症重症化予防のための連携体制の構築
 ほか

4 個別の取組・方針

基本的な骨格は維持

（1）国保の医療費及び財政の見通し

- 令和7年度までの国保医療費を推計
- 将来的な単年度財政収支の均衡を目指す
- 財政安定化基金を活用し、財政リスクに対応

（2）保険料の標準的な算定方法

- ⇒ 国のガイドラインの原則に沿った算定方法（基本的な考え方）
- 所得と被保険者数で納付金を算定
- 標準的な収納率は市町村の実績に基づき設定
- 賦課限度額は政令と同額で設定

（3）保険料の徴収の適正な実施

- 目標収納率を設定、効果的な収納対策を実施

（4）保険給付の適正な実施

（5）医療費の適正化の取組

（6）その他

- 市町村事務の効率化の推進
- 保健医療、福祉サービス等に関する施策との連携